

# 青森県報

第三千百三十三号

平成二十一年  
六月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催	(自然保護課)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健康福祉政策課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定	(保健衛生課)	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	四
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(出納課)	五
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	五
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定	(建築住宅課)	六

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	七
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	七
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	八

### 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則	(交通企画課)	八
---------------------	---------	---

## 告 示

### 青森県告示第四百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第六条第一項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 日時及び場所

##### 1 日時

平成二十一年七月二十四日（金）午後一時三十分

##### 2 場所

北津軽郡中泊町大字小泊字小泊四八八

中泊町日本海漁火センター

#### 二 公聴会において意見を聴こうとする案件

小泊鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第四百三十五号



(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
はん	有限会社くるろ	八戸市城下一丁目七の九	平成三〇・四・一
特定福祉用具販売事業所	名 称	所 在 地	
ん	有限会社くるろは	八戸市城下一丁目七の九	

青森県告示第四百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
はん	有限会社くるろ	八戸市城下一丁目七の九	平成三〇・四・一
特定介護予防福祉用具販売事業所	名 称	所 在 地	
ん	有限会社くるろは	八戸市城下一丁目七の九	

青森県告示第四百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所	廃 止 年 月 日
"	医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八〇の四五〇	居宅療養管理指導	八戸在宅クリニック	平成三〇・五・三
"	通所リハビリテーション			八戸市大字岩泉町七	

青森県告示第四百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	介護予防事業	介護予防事業の種類	介護予防 居宅療養 管理指導	名 称	介 護 予 防 事 業 所	廃止年月日
					八戸市大字岩泉二・五三		

青森県告示第四百四十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都港区新橋六丁目八の二  
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十一年八月三十日（日） 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル
平成二十一年九月十三日（日） 午後一時から午後五時まで	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四〇 十和田市東公民館
平成二十一年十月十八日（日） 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成二十一年十一月十五日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市堤町一丁目一の二三 ホテル青森

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第四百四十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行八戸支店 八戸市大字八日町

を

株式会社みちのく銀行八戸営業 八戸市大字八日町

に、

ごしよがわら市農業協同組合 支店	ごしよがわら市農業協同組合梅 沢支店	ごしよがわら市農業協同組合栄 支店	ごしよがわら市農業協同組合松 島支店	ごしよがわら市農業協同組合北 支店	ごしよがわら市農業協同組合三 好支店	ごしよがわら市農業協同組合飯 詰支店	ごしよがわら市農業協同組合五 所川原支店	ごしよがわら市農業協同組合七 和支店	ごしよつがる農業協同組合 支店	ごしよつがる農業協同組合梅沢 支店	ごしよつがる農業協同組合栄支 店	ごしよつがる農業協同組合松島 支店	ごしよつがる農業協同組合北支 店	ごしよつがる農業協同組合三好 支店	ごしよつがる農業協同組合飯詰 支店	ごしよつがる農業協同組合五所 川原支店	ごしよつがる農業協同組合七和 支店	ごしよつがる農業協同組合木造 支店
五所川原市大字野里	五所川原市大字梅田	五所川原市大字広田	五所川原市大字吹畑	五所川原市大字沖飯詰	五所川原市大字鶴ヶ岡	五所川原市大字飯詰	五所川原市大字川端町	五所川原市大字持子沢	五所川原市大字野里	五所川原市大字梅田	五所川原市大字広田	五所川原市大字吹畑	五所川原市大字沖飯詰	五所川原市大字鶴ヶ岡	五所川原市大字飯詰	五所川原市大字川端町	五所川原市大字持子沢	つがる市木造森山

を

に改め、

— 木造町農業協同組合

— つがる市木造森山

— を削る。

青森県告示第四百四十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年六月十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の二〇

株式会社六戸自動車学校

### 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

2 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の二〇

代表取締役 井上元延

3 有限会社コンノ

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野愛子

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年六月二十九日から同年七月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、奥  
神地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規  
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

平内町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高  
根地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規  
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、奥  
戸地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規  
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

大間町役場

総合的見地からした設計による一敷地内建築物の認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により一の敷

地内にあるものとみなされる建築物（以下「総合的見地からした設計による一敷地内建築物」という。）の認定をしたので、同条第八項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 総合的見地からした設計による一敷地内建築物に係る一団の土地の区域  
むつ市緑町二の一、二の三、二の四及び二二の一五
- 二 一に掲げる区域等を表示した図書を縦覧に供する場所  
青森県県土整備部建築住宅課

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
日本救護団	小川 真	小川 真	八戸市類家四の一五の七	平成 二・五・三
羽柴秀吉後援会	山本 晴美	白川 豊則	三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上二七	三・五・六

ふるさと青森を元気にする会	川村 和昭	林 壽穂	青森市堤町一の九の二	三・五・元
---------------	-------	------	------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党21世紀青森をつくる会	主たる事務所の所在地	青森市松原一の四	青森市大字安田字近野二五二の一	平成 三・五・一
自由民主党青森県歯科医師支部	代表者	山口 勝弘	高畑 研佑	三・五・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
青森県歯科医師連盟	代表者	山口 勝弘	高畑 研佑	平成 三・五・七
石井みどり青森県後援会	代表者	山口 勝弘	高畑 研佑	三・五・七
青森県政治経済研究会	会計責任者	滝吉 喜久彌	境谷 武美	三・五・七
日本司法書士会政治連盟青森	会計責任者	高橋 美喜夫	坂本 善信	三・五・元

青森県社会保険労務士政治連盟	代表者 神 秀 雄	葛西 一美	三・五・二九
----------------	-----------	-------	--------

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年六月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

民主党青森県八戸市支部	解散年月日 平成二・四・三〇	届出年月日 平成二・五・一五
-------------	-------------------	-------------------

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井上ひろしを応援するみんなの会	平成〇・三・三	平成三・五・一八
福土孝衛後援会	二・五・五	二・五・二六

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十一号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号イ（イ）中「六歳未満の者をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号イ中（二）を（ハ）とし、同号イ（ハ）中「第四十八条の十三」を「第四十八条の十四第二項」に改め、同号中（ハ）を（ホ）とし、（ロ）の次に次のように加える。

- （ハ） 十六歳以上の運転者が、幼児二人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合
- （二） 十六歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に幼児一人を乗車させ、かつ、四歳未満の者一人をひも等で確実に背負っている場合

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------